

# 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案要綱

## 第1 医療法人の吸収分割及び新設分割に係る規定の追加 (第3条関係)

### 1 吸収分割

(医療法第62条の2から第62条の5まで及び第62条の11関係)

- (1) 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、吸収分割（医療法人がその行う事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させることをいう。以下同じ。）をし、又は吸収分割による承継（医療法人が他の医療法人の吸収分割に係る権利義務を分割後承継することをいう。以下同じ。）をすることができること。
- (2) 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割又は吸収分割による承継をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割をし、又は吸収分割による承継をすることができること。
- (3) 財団たる医療法人が吸収分割をし、又は吸収分割による承継をするには、理事の3分の2以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。
- (4) 吸収分割は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。
- (5) 吸収分割による承継をする医療法人は、吸収分割をする医療法人の当該吸収分割に係る権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する当該吸収分割に係る権利義務を含む。）を承継すること。
- (6) 吸収分割は、吸収分割をする医療法人及び吸収分割による承継をする医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによって、その効力を生ずること。
- (7) 医療法の合併における債権者の保護に関する規定及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の規定は、医療法人の吸収分割について準用すること。

### 2 新設分割 (医療法第62条の6から第62条の11まで関係)

- (1) 1又は2以上の社団たる医療法人又は財団たる医療法人は、新設分割（1又は2以上の医療法人がその行う事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることをいう。以下同じ。）をすることができること。
- (2) 社団たる医療法人が新設分割をするには、総社員の同意がなければな

- らないこと。
- (3) 財団たる医療法人が新設分割をするには、寄附行為に新設分割をすることができる旨の定めがあり、かつ、理事の3分の2以上の同意がなければならぬこと。ただし、理事の同意について、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。
  - (4) 新設分割は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。
  - (5) 新設分割により設立される医療法人は、新設分割をする医療法人の当該新設分割に係る権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する当該新設分割に係る権利義務を含む。）を承継すること。
  - (6) 新設分割は、新設分割をする医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによって、その効力を生ずること。
  - (7) 医療法の合併における債権者の保護に関する規定及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の規定は、医療法人の新設分割について準用すること。

## **第2 計算書類の公告に係る規定の追加** (第3条及び第11条の2関係)

### **1 医療法人** (医療法第51条の2関係)

医療法人のうち厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表及び損益計算書を電子公告その他の厚生労働省令で定める方法により公告しなければならないこと。

### **2 社会福祉法人** (社会福祉法第44条第4項関係)

社会福祉法人のうち厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表及び収支計算書を電子公告その他の厚生労働省令で定める方法により公告しなければならないこと。

## **第3 検討規定の追加** (附則第2条関係)

### **1 組織再編・連結計算書類の公告の義務化についての検討**

政府は、地域における医療と介護の連携の状況等を勘案し、医療法人、社会福祉法人、株式会社（医療又は介護を提供する事業に係る部分に限る。）その他の医療又は介護を提供する法人間の合併、分割、事業譲渡その他の

組織再編の在り方並びに一定の医療法人及び社会福祉法人の連結計算書類の作成の義務化について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後1年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## **2 資産の状況の把握方法・新しい貸付制度の導入についての検討**

政府は、第5条の規定による改正後の介護保険法第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給等に関し、しん酌する事情としての資産の状況の把握の方法及び要介護被保険者等の所有する固定資産を担保とした貸付制度の導入について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後1年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## **3 経過措置医療法人の在り方についての検討**

政府は、第23条の規定による改正後の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の2に規定する経過措置医療法人（以下「経過措置医療法人」という。）から同条に規定する新医療法人への移行の状況等を勘案し、経過措置医療法人の在り方について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後1年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## **第4 その他**

- 1 第1及び第2は平成26年10月1日から施行し、第3は公布日から施行すること。  
(附則第1条関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。